

は し め に

食育については、平成 17 年 6 月に制定された食育基本法に基づき、平成 23 年 3 月に新たに「第 2 次食育推進基本計画」が決定され、「周知から実践」をコンセプトに、基本的な取組では、多くの国民が食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動や食育推進活動が実践できるよう、また、農林漁業者が実施する体験活動に参加できるよう、関係機関・団体等と協働を図ることとされています。

食育の推進目標のなかでも、「農林漁業体験に参加した人」の割合を平成 22 年度の 27 % から、27 年度までに 30 % 以上とすることを目指すとしています。

中国四国農政局では、多くの国民が食に関する体験活動や食育推進活動が実践できるよう、農林漁業者等が実施している生産現場の活動や現況、国民の食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の活動に支えられていること等を理解し、多様な「体験活動」に取り組んでいる個人や団体等から情報を収集し事例集を作成するとともに、今後食育活動の実践に向け関係機関等へ働きかけを行っていくこととしています。

この事例集は、中国四国地域で「農林漁業体験活動」に取り組まれている個人や団体、行政機関等の事例を収集し、体験活動の概要や実践者の夢（目標）、また、参加者等の声を取りまとめたものです。

この事例集が多くの方々に活用され、食育としての「農林漁業体験活動」が、より多くの地域で取り組まれ、体験活動を経験した国民が増加すること、更に、これらの農と食を結びつける取組で地域の農林水産業が活性化され、豊かな文化・風景が後世に伝承されることを期待しています。

最後になりましたが、本事例集の作成に当たり、取材等にご協力をいただきました皆様に紙面をお借りし感謝申し上げます。

また、事例を収集するに当たっては、中国四国農政局が把握している範囲内での収集となりましたことを申し添えさせていただきます。

平成 25 年 2 月

中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課